

令和7年度 税制改正 法人税 ～防衛特別法人税～

令和7年度税制改正が行われました。その改正内容のうち、法人税の防衛特別法人税の概要についてお知らせいたします。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防確法）」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

これに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となります。

（注）防衛特別法人税額が0であっても申告は必要となります。

なお、防衛特別法人税の申告書は、法人税及び地方法人税の申告書と一体の様式となっています。ただし、別表一及び別表一の二の様式では、防衛特別法人税の記載欄は法人税及び地方法人税の記載欄とは別葉になりますので、提出を忘れないようご注意ください。

● 防衛特別法人税の概要

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となります。

<納税義務者>

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人とされています。

<課税事業年度>

防衛特別法人税の課税の対象となる事業年度は、法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度とされています。

<税額の計算>

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）に4%の税率を乗じて計算した金額とする。

$$\text{防衛特別法人税の額} = \text{課税標準法人税額} \times 4\% - \text{税額控除} ※$$

$$\text{課税標準法人税額} = \text{基準法人税額} ※ - \text{基礎控除額（年500万円）}$$

基準法人税額・・・以下の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額となります。

ただし、附帯税の額は除きます。

- ① 所得税額の控除
- ② 外国税額の控除
- ③ 分配時調整外国税相当額の控除
- ④ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- ⑤ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算
法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- ⑥ 控除対象所得税額等相当額の控除

税額控除・・・以下の税額控除が行われます。

- ① 外国税額の控除
- ② 分配時調整外国税相当額の控除
- ③ 控除対象所得税額等相当額の控除
- ④ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

<申告及び納付等>

防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一です。防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、所得金額が欠損等の理由により基準法人税額が0となる場合や基礎控除額（年500万円）の控除により課税標準法人税額が0となる場合であっても、防衛特別法人税確定申告書を提出する必要がありますので、別表一次葉一の「課税標準法人税額の計算」及び「防衛特別法人税額の計算」の各欄を記載し、同表の「防衛特別法人税額」及び「防衛特別法人税額計」の各欄に「0」と記載して提出してください。

（注1）各事業年度の所得に対する法人税の納税義務がない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成22年9月30日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、防衛特別法人税確定申告書を提出する必要はありません。

（注2）法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、防衛特別法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

また、各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出する。

<適用時期>この改正は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。